

高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、かつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補給金は、かつお一本釣漁船建造等支援資金のうち漁船資金を借り受ける者の債務保証を引き受ける保証機関に対し、県が予算の範囲内で保証料補給を行い、かつお一本釣漁業者の経営の安定に資することを目的とする。

(保証機関)

第3条 県は、全国漁業信用基金協会高知支所又は全国遠洋沖合漁業信用基金協会（以下「保証機関」という。）がかつお一本釣漁船建造等支援資金に保証を行う場合に、保証機関に対して保証料補給を行うものとする。

(対象者)

第4条 この要綱により保証料補給の対象となる者（以下「融資対象者」という。）は、高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金利子補給要綱第3条で規定する融資対象者とする。

(対象資金等)

第5条 この要綱により保証料補給の対象となる資金の種類、補給対象、保証料、補給率及び補給期間は、次の表に定めるとおりとする。

資金の種類	高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金のうち漁船資金
保証料補給対象	(1) 10トン以上のかつお一本釣漁船の新船建造 (2) 10トン以上のかつお一本釣漁船の中古船取得 (3) 漁船等のリースを受ける場合で、リース料の全額一括前払いに必要な資金 (4) 機関換装
保証料	保証機関が別途定める
保証料補給率	20トン以上 0.57パーセント 20トン未満 0.43パーセント
保証料補給期間	(1) 新船建造：20年以内 (2) 中古船取得：20年以内 (3) リース料：10年以内 (4) 機関換装：10年以内

(保証料補給の上限)

第6条 この要綱による保証料補給承認額の上限は、かつお一本釣漁船建造等支援資金利子補給承認額とする。

(融資手続及び保証料補給承認申請手続)

第7条 融資対象者は、第5条に定める資金の所定の借入申込書に別記第1号様式によるか

つお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給依頼書（以下「保証料補給依頼書」という。）を添えて融資機関に提出しなければならない。

2 保証料補給依頼書の提出を受けた融資機関は、債務保証協議書に保証料補給依頼書を添えて、保証機関に提出しなければならない。

3 保証機関は、債務保証協議を受けた場合には、内容を十分審査の上、適当であると認める者については、債務保証協議書及び借入申込書の写しを添えて、別記第2号様式による保証料補給承認申請書を知事に提出しなければならない。

（保証料補給承認通知）

第8条 知事は、前条の保証料補給承認申請書の内容について審査の上、適当であると認めるものについては、別記第3号様式による保証料補給承認書により保証機関に通知するものとする。

（実行及び報告）

第9条 保証機関は、前条の通知を受け、保証した後10日以内に別記第4号様式による保証実行報告書を知事に提出しなければならない。

2 保証機関は、保証の中止又は変更等が生じた場合は、10日以内にその旨を知事に報告しなければならない。

（繰上償還の報告）

第10条 保証機関は、融資対象者から、高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金の全部又は一部の繰上償還があったことを知った日から10日以内に別記第5号様式による繰上償還報告書を知事に提出しなければならない。この場合において、貸付元本が第6条に規定する保証上限額を超えているものに係る繰上償還金については、保証料補給対象部分から充当するものとする。

（関係書類の保管）

第11条 保証機関及び融資対象者は、当該借入れに係る関係書類を当該事業完了後5年間保管しなければならない。

（保証料補給の請求及び交付）

第12条 保証機関は、別記第6号様式による保証料補給金請求書に別記第7号様式による保証料補給金計算書を添えて、次に掲げる期日までに知事に提出しなければならない。

区分	利子補給期間	請求期日
上期分	1月1日から6月30日まで	左欄の期間と同年内の7月末日
下期分	7月1日から12月31日まで	左欄の期間と同年度内の1月末日

2 県が交付する保証料補給金の額は、1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間に算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該保証料補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

3 知事は、前項の保証料補給金請求書が適当であると認めたときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中に保証料補給金を交付するものとする。ただし、当該申請をした

者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(保証料補給契約)

第 13 条 県と保証機関との間で締結する保証料補給契約書は、別に定めるものとする。

(書類の検査及び報告)

第 14 条 知事は、必要があると認めるときは、融資対象者、融資機関及び保証機関の関係帳簿、書類その他必要な物件を検査し、又は必要な報告を求めることができる。

(保証料補給金の返還等)

第 15 条 知事は、保証機関がこの要綱に違反したと認めるとき又は別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、交付すべき保証料補給金の全部若しくは一部の交付を打ち切り、又は既に交付した保証料補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

2 知事は、融資対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該借入金に対する保証料補給金の交付を停止し、又は打ち切ることができる。

(1) この制度により、借り入れた資金を目的外に使用したとき。

(2) 虚偽の借入申込書により借り入れたとき。

(延滞金)

第 16 条 保証機関は、保証料補給金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前項の延滞金の額を計算する場合における年当たりの割合は、^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(情報の開示)

第 17 条 この要綱に基づく融資事業又は融資機関に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金保証料補給金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(附則)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 7 条第 3 項に定める保証料補給承認申請書の受付は、令和 8 年 3 月 31 日をもって終了する。

3 前項の規定にかかわらず、同日までに申請を行い借受が認められた者に対する貸付については、なお従前の例により行う。

4 この要綱は、令和 26 年 1 月 31 日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補給金については、第 11 条及び第 14 条から第 17 条までの規定は、同日以降も、なおその効力を有する。

(附則)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 6 年 1 月 12 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 6 年 10 月 11 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日から施行する。

別表（第 12 条、第 15 条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。